

ごあいさつ

新春に際し、謹んでご挨拶申し上げます。

旧年中は、寝屋川市議会議員選挙をはじめ、政治・議会活動に対し、深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年、東日本大震災により、日々の生活の中で「大切なもの」を改めて気付かせていただいた一年であったと思います。それは、個々人で違いがあるかもしれませんが、政治に携わる者として「安全・安心のまちづくり」の確立だと考えております。災害に対しては勿論のこと、生活をする上で、広い意味での安全・安心、そして将来に対する安心の確立だと受け止め、更なる努力をする決意です。

今後とも、倍旧のご指導ご鞭撻賜りますよう、お願い申し上げます。

12月議会での決定事項

■市民プールの廃止が決定

昭和53年設置以来、市民に親しまれてきた「市民プール」の廃止が決定しました。来年度の使用はありません。

◆廃止の理由は、以下の通りです。

- 耐用年数を超えた老朽化での諸症状
 - 原因不明の水漏れ
 - 地盤沈下によると思われるプールサイドのたゆみ
 - 大規模改修に7500万円。それでも安心安全の確保は未確定
 - 新設すると、概算で5～6億円必要
- 利用者の減少・・・レジャーの多様化やプールでも快適性などを求める傾向にあり、利用者が減少傾向。
- 利用者のうち、約半数は市外の人。

施設内容をご存知の方も多いと思いますが、スライダープール、リバープール、水深の浅いひょうたん型のプール、これらは幼児をはじめとした子ども向けのプールとして、評価をいただいていたと思います。

また、利用者は減少傾向にあったとしても、小人（16歳未満）の利用者と市内での小人の数の比率は、設置以来ほとんど変わりません。つまり、どの時代も、子どもに一定割合のニーズがあるということです。

このような、廃止の理由と、現状でのニーズや利用実態を考え、新風ねやがわ議員団、公明党議員団と我が会派で共同して市長へ要望書を提出しました。その内容を端的に言えば、「市民プールを

廃止した後、市民が他のプールを利用する際の助成等の措置」を講じることです。

委員会の審議を通し、副市長から「要望書の趣旨を理解した上で、実施方法、内容、時期を検討する」との答弁があり、要望に対する一定の回答は得られました。

今後は、「どのプールに対するものか、どれぐらいの助成で、どの期間か」といった、具体的な内容について取り組んでいくこととなります。

■留守家庭児童会の「保育料」

これまで留守家庭児童会の運営経費は「協力金」という名目で、利用する保護者から納めていただいております。

ただ、その徴収の根拠をより明確にするように、監査から指摘されていたことから、それを改善するために、条例化することになったものです。

名称は「保育料」に変更されますが、月額料金はこれまでと変わりません。今後は公金扱いとなりますので、滞納についても5年の時効となります。

■し尿汲み取りの手数料改定

昭和57年以降、29年間据え置かれていた汲み取りの手数料が引き上げられます。

この改定の目的は、公共下水道使用料と汲み取り手数料との負担の公平性の観点と、汲み取り便所の水洗化促進の2つです。

つまり、公共下水道が整備されれば、3年以内に接続しなければならないとさせていますが、3年経過後も未接続の家庭があります。それは、用水路に生活排水を流すため、様々な課題を誘発する原因となっています。

そこで、手数料を引き上げることで、接続を促す目的を持っています。

ただし、地主・家主の不同意によって接続ができない場合や下水道未整備地域などには、減額措置があります。

■屋外広告物の規制業務の移管

看板、はり紙、広告板などの屋外広告物設置には許可が必要で、手数料もかかっております。

この手続きは、これまで大阪府が行っていましたが、今後、寝屋川市が代わって行うこととなります。

これを契機に、街の景観などに配慮した屋外広告物の設置につながるようにしていかなければならないと考えております。

ただし、自治会や商店街などの営利を目的としない広告物や自家用広告物でも7㎡以内のものは対象外となっています。

一般質問の傾向

寝屋川市議会は、一般質問を行う議員数が多い部類に入ります。それら質問内容を大きく分けると以下ようになります。

- (1) 現在取り組んでいる施策に対する改善
- (2) 既に計画があるもので、まだ実施されていないものに対する対応
- (3) これから取り組む施策の内容確認
- (4) 全国的に話題となっている事柄への対応方針
- (5) 新しい視点での提案

例えば、12月議会での質問項目を大別すると以下ようになります。

- (1) にあたるもの・・・「自主防災の取り組み」「ICT教育」「成年後見人制度」「多様な財源確保」など
- (2) にあたるもの・・・「都市計画道路」「新ごみ処理施設建設」など
- (3) にあたるもの・・・「産業振興条例」「中学校給食」など
- (4) にあたるもの・・・「自転車の関するもの」「土地開発公社」など
- (5) にあたるもの・・・「婚活支援」など

質問を通して市民生活にどのような改善ができるのか。直接か間接かの違いはあったとしても、主眼はそこになければなりません。

今議会において、私自身2項目の質問を用意しておりましたが、会派内の他議員にその内容を依頼しました。それは、「多様な財源の確保」と「空き家・老朽家屋の対策」です。

「多様な財源の確保」については、予算作成過程でもありますし、「空き家・老朽家屋対策」については、9月議会の所管質問で行う予定が、時間の関係で質問できていなかったことと、「住宅マスタープラン」の策定期間でもあるからです。

時期を逸すると、その意義が薄れるとの考えで、他議員に委ねました。

「質疑」と「質問」

一見、同じように思われる2つの言葉。一般社会ではほとんど同じように使っても問題になることはありませんが、議会内には明確なルールがあります。これらは、「一般質問」「代表質問」「委員会質疑」などと表現され、使用します。



「質問」とは、市長等の執行機関に対し、行財政全般にわたって、現状や将来に対する方針等の疑問点や所信を質すことを言います。

「質疑」とは、提出された議題に関し、その提出者に対して、賛否の態度が決定できるよう疑問点や不明確な点を質す発言を言います。

質問との違いは、議題外にわたったり、自己の意見を述べることが出来ない点にあります。

ちなみに、一般質問の順番決め方は、質問通告締切時間までに通告書を提出した議員の順番に、よく商店街での抽選で使われるような器具を用いて、公開の場で決定されます。

BACK